

大学評価基準	関係法令 (※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準 I ミッションと教育の効果				
A ミッション				
基準 I-A-1 ミッションを確立している。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html	学則、教育目的に関する規程
B 教育の効果				
基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第83条第1項 (大学の目的)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_education_goal	学則、教育目的に関する規程
	【学校教育法】第83条の2 (専門職大学の目的)	該当なし		
	【学校教育法】第99条 (大学院の目的)	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項 (情報の公表：教育研究上の目的)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【大学設置基準】第2条 (教育研究上の目的)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_education_goal	学則、教育目的に関する規程
	【大学院設置基準】第1条の2 (教育研究上の目的)	該当なし	該当なし	
基準 I-B-2 学習成果を定めている。	【学校教育法施行規則】第172条の2第4項 (情報の公表：修得すべき知識・能力に関する情報の公表)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_learning_achievement	
基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第165条の2 (三つの方針の策定)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html	
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項 (情報の公表：三つの方針)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html	
C 社会貢献				
基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】第83条第2項 (社会貢献)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/research-community.html	
	【学校教育法】第105条 (履修証明書)	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/admission-others.html	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【学校教育法】第107条（公開講座）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/research-community/open_lecture.html	
	【学校教育法施行規則】第164条（特別の課程及び履修証明書）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/admission-others.html	
D 内部質保証				
基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	【学校教育法】第109条第1項（自己点検・評価及び結果の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html	
	【学校教育法施行規則】第166条（自己点検・評価の項目、体制）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html	
基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。	【大学設置基準】第1条（趣旨）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/accessment_plan_university.html	
	【大学院設置基準】第1条（趣旨）	該当なし		
基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
A 教育課程				
基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	【学校教育法】第87条（大学の修業年限）	○	学則第6条	
	【学校教育法】第87条の2（専門職大学の課程）	該当なし		
	【学校教育法】第88条（相当期間の修業年限の通算：科目等履修生）	○	学則第49条、第50条	
	【学校教育法】第88条の2（実践的な能力を勘案した修業年限の通算）	×		
	【学校教育法】第89条（早期卒業）	×		
	【学校教育法】第104条（学位）	○	学則第42条、学位規程	
	【学校教育法施行規則】第146条（修業年限の通算）	×		
	【学校教育法施行規則】第146条の2（専門職大学等における修業年限の通算）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第147条（早期卒業の認定要件）	×		
【学校教育法施行規則】第148条（修業年限が四年を超える学部にかかる早期卒業）	×			

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【学校教育法施行規則】第149条（早期卒業における3年以上在学した者に準ずる者）	×		
	【学校教育法施行規則】第163条の2（学修証明書の交付）	×		
	【学校教育法施行規則】第173条（準用規定〔卒業証書〕）	○	学位規程	
	【大学設置基準】第25条の2（成績評価基準等の明示等）	○	学則第36条	
	【大学設置基準】第27条（単位の授与）	○	学則第35条	
	【大学設置基準】第27条の2（履修科目の登録の上限）	○	学則第34条、履修登録単位数の上限に関する規程	
	【大学設置基準】第28条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）	○	学則第37条	
	【大学設置基準】第29条（大学以外の教育施設等における学修）	○	学則第38条	
	【大学設置基準】第30条（入学前の既修得単位等の認定）	○	学則第39条	
※基幹教員制	【大学設置基準】第31条（科目等履修生等）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第31条（科目等履修生等）	○	学則第50条	
	【大学設置基準】第32条（卒業の要件）	○	学則第40条	
	【大学設置基準】第33条（授業時間制をとる場合の特例）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の9（専門職学科に係る卒業の要件）	該当なし		
	【大学院設置基準】第14条の2（成績評価基準等の明示等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第15条（大学設置基準の準用）	該当なし		
	【大学院設置基準】第16条（修士課程の修了要件）	該当なし		

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学院設置基準】第16条の2（博士課程の前期の課程の取扱い）	該当なし		
	【大学院設置基準】第17条（博士課程の修了要件）	該当なし		
	【大学院設置基準】第18条（大学院における在学期間の短縮）	該当なし		
	【大学院設置基準】第44条（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例）	該当なし		
	【学位規則】第2条（学士の学位授与の要件）	○	学則第42条	
	【学位規則】第3条（修士の学位授与の要件）	該当なし		
	【学位規則】第4条（博士の学位授与の要件）	該当なし		
	【学位規則】第5条（学位の授与に係る審査への協力）	該当なし		
	【学位規則】第10条（専攻分野の名称）	○	学則第42条	
	【学位規則】第12条（学位授与の報告）	○	学位規程	
【学位規則】第13条（学位規程）	○	学位規程		
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	【学校教育法施行規則】第163条（学年の始期及び終期）	○	学則第16条	
	【学校教育法施行規則】第163条の2（学修証明書の交付）	×		
	【大学設置基準】第19条（教育課程の編成方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_curriculum_policy	
	【大学設置基準】第20条（教育課程の編成方法）	○	学則第33条	
	【大学設置基準】第21条（単位）	○	学則第34条	
	【大学設置基準】第22条（一年間の授業期間）	○	学則第16条	
	【大学設置基準】第23条（各授業科目の授業期間）	○	学則第16条	
	【大学設置基準】第25条（授業の方法）	○	学則第22条	
【大学設置基準】第25条の2（成績評価基準等の明示等）	○	シラバス		

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学設置基準】第26条（昼夜開講制）	×		
	【大学設置基準】第30条の2（長期にわたる教育課程の履修）	×		
※基幹教員制	【大学設置基準】第41条（学部等連係課程実施基本組織に関する特例）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第42条の3の2（学部等連絡課程実施基本組織）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の4（専門職学科に係る教育課程の編成方針）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の5（教育課程連携協議会）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の6（専門職学科の授業科目）	該当なし		
	【大学院設置基準】第11条（教育課程の編成方針）	該当なし		
	【大学院設置基準】第12条（授業及び研究指導）	該当なし		
	【大学院設置基準】第13条（研究指導）	該当なし		
	【大学院設置基準】第14条（教育方法の特例）	該当なし		
	【大学院設置基準】第15条（大学設置基準の準用（各授業科目の単位、授業日数等））	該当なし		
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。	【大学設置基準】第19条（教育課程の編成方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_curriculum_policy	教育目的に関する規程第2条
B 学習成果				
基準Ⅱ-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_learning_achievement	
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。	【大学設置基準】第25条の2第2項（成績評価基準等の明示等）	○	https://portal.kochi-gc.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/accessment_plan_university.html	
基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
C 入学者選抜				
基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	【学校教育法】第90条（大学の入学資格）	○	学則第18条	
	【学校教育法】第102条（大学院の入学資格）	該当なし		
	【学校教育法】第122条（大学への編入学（高等専門学校））	○	学則第23条	
	【学校教育法】第132条（大学への編入学（専修学校の専門課程））	○	学則第23条	
	【学校教育法施行規則】第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者）	○	学則第23条	
	【学校教育法施行規則】第151条（飛び入学制度の適切な運用）	×		
	【学校教育法施行規則】第153条（飛び入学に必要な高等学校在学年数）	×		
	【学校教育法施行規則】第154条（飛び入学に必要な高等学校在学年数以上在学した者に準ずる者）	×		
	【学校教育法施行規則】第155条（大学院への入学に関し大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第156条（修士の学位と同等以上の学力があると認められる者）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第157条（大学院への飛び入学に必要な事項の公表等の適切な運用）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第158条（大学院への飛び入学制度の運用状況についての点検・評価及び結果の公表）	該当なし		
【学校教育法施行規則】第159条（大学院への飛び入学に関し必要な大学在学年数）	該当なし			

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【学校教育法施行規則】第160条（大学院への飛び入学に関し文部科学大臣の定める年数以上大学に在学した者に準ずる者）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第161条（短期大学卒業者の編入学）	○	学則第23条	
	【学校教育法施行規則】第162条（外国の大学等に在学した者の大学等への転学）	○	学則第23条	
	【学校教育法施行規則】第178条（高等専門学校を卒業した者の大学への編入学）	○	学則第23条	
	【学校教育法施行規則】第186条（専修学校の専門課程修了者の大学への編入学の基準）	○	学則第23条	
	【大学設置基準】第2条の2（入学者選抜）	○	学則第21条	
	【大学設置基準】第18条（収容定員）	○	学則第5条	
	【大学設置基準】第42条の2（専門職学科に係る入学者選抜）	該当なし		
	【大学院設置基準】第1条の3（入学者選抜）	該当なし		
	【大学院設置基準】第10条（収容定員）	該当なし		
基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項第1号（情報の公表：入学者の受入れに関する方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-university.html#h_admission_policy	
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項第8号（情報の公表：授業料、入学金等の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/tuition-scholarships.html	募集要項
	【大学院設置基準】第43条（経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示）	該当なし		
D 学生支援				
基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にしている。	【大学設置基準】第7条第2項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学院設置基準】第42条（学識を教授するために必要な能力を培うための機会等）	該当なし		
基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。	【大学設置基準】第7条第3項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学院設置基準】第43条（経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示）	該当なし		

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。	【大学設置基準】第7条第3項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学設置基準】第7条第5項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程、キャリアセンター規程、就職委員会規程	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
A 人的資源				
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。	【学校教育法】第85条（大学の学部等教育研究上の基本組織）	○	学則第5条	
	【学校教育法】第92条（学長、教授その他の職員）	○	学則第10条	
	【学校教育法】第100条（大学院の研究科等教育研究上の基本組織）	該当なし		
	【大学設置基準】第3条（学部）	○	学則第5条	
	【大学設置基準】第4条（学科）	○	学則第5条	
	【大学設置基準】第5条（課程）	該当なし		
※基幹教員制	【大学設置基準】第6条（学部以外の基本組織）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第6条（学部以外の基本組織）	○	教育組織規程	
※基幹教員制	【大学設置基準】第7条（第1項、第2項、第6項、第7項）（教育研究実施組織等）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第7条（教員組織）	○	教育組織規程	
※基幹教員制	【大学設置基準】第8条（授業科目の担当）	該当なし	教育組織規程	
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第10条（授業科目の担当）	○		
※基幹教員制	【大学設置基準】第10条（基幹教員数）	該当なし	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
※専任教員制	【大学設置基準】＜旧＞第13条（専任教員数）	○		
※基幹教員制	【大学設置基準】第13条（教授の資格）	該当なし		

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第14条（教授の資格） ※【大学設置基準】附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号：第5条 講師の経歴に関する経過措置）	○	教員選考基準	
※基幹教員制	【大学設置基準】第14条（准教授の資格）	該当なし	教員選考基準	
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第15条（准教授の資格）	○		
※基幹教員制	【大学設置基準】第15条（講師の資格）	該当なし	教員選考基準	
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第16条（講師の資格）	○		
※基幹教員制	【大学設置基準】第16条（助教の資格）	該当なし	教員選考基準	
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第16条の2（助教の資格）	○		
	【大学設置基準】第17条（助手の資格）	○	教員選考基準	
	【大学設置基準】第19条第3項（教育課程の編成方針：専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）	該当なし		
※基幹教員制	【大学設置基準】第42条の3（実務の経験等を有する基幹教員）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第42条の6（実務の経験等を有する専任教員） ※【大学設置基準】附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号：第5条 講師の経歴に関する経過措置）	該当なし		
	【大学院設置基準】第2条（大学院の課程）	該当なし		
	【大学院設置基準】第2条の2（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）	該当なし		
	【大学院設置基準】第3条（修士課程）	該当なし		
	【大学院設置基準】第4条（博士課程）	該当なし		
	【大学院設置基準】第5条（研究科）	該当なし		

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学院設置基準】第6条（専攻）	該当なし		
	【大学院設置基準】第7条（研究科と学部等の関係）	該当なし		
	【大学院設置基準】第7条の3（研究科以外の基本組織）	該当なし		
	【大学院設置基準】第8条（教育研究実施組織等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第9条（専攻ごとに置く必要のある教員の資格）	該当なし		
※基幹教員制	【大学院設置基準】第9条の2（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）	該当なし		
※専任教員制	【大学院設置基準】＜旧＞第9条の2（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）	該当なし		
基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。	【大学設置基準】第40条の3（教育研究環境の整備）	○	個人研究費規程	
基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。	【学校教育法】第114条（準用規定〔事務職員、技術職員の職務〕）	○	学校法人高知学園組織規程	
	【大学設置基準】第7条第1項（教育研究実施組織等）	○	人事委員会規程	
	【大学設置基準】第7条第3項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学設置基準】第7条第4項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学院設置基準】第8条第1項（教育研究実施組織等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第8条第3項（教育研究実施組織等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第8条第4項（教育研究実施組織等）	該当なし		
基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。	【大学設置基準】第7条第2項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	
	【大学設置基準】第7条第5項（教育研究実施組織等）	○	教育組織規程	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学院設置基準】第8条第2項（教育研究実施組織等）	該当なし		
基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。	【大学設置基準】第11条（組織的な研修等）	○	学則第3条	
	【大学院設置基準】第9条の3（組織的な研修等）	該当なし		
基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。		○	高知学園大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程、学校法人高知学園就業規則	
B 物的資源				
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	【大学設置基準】第18条（収容定員）	○	学則第5条	
	【大学設置基準】第24条（授業を行う学生数）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【大学設置基準】第34条（校地）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html	校地、校舎（図面）
	【大学設置基準】第35条（運動場等）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html	校地、校舎（図面）
※基幹教員制	【大学設置基準】第36条（校舎）	該当なし		
※専任教員制	【大学設置基準】<旧>第36条（校舎） ※【大学設置基準】附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号：第4条 施設及び教員に関する経過措置）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html	校地、校舎（図面）
	【大学設置基準】第37条（校地の面積）	○	48,640平方メートル（高知学園短期大学との共用部分を含む）	
	【大学設置基準】第37条の2（校舎の面積）	○	15,402平方メートル（高知学園短期大学との共用部分を含む）	
	【大学設置基準】第38条（教育研究上必要な資料及び図書館）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/library.html	
	【大学設置基準】第39条（附属施設）	該当なし		
	【大学設置基準】第39条の2（薬学実務実習に必要な施設）	該当なし		
	【大学設置基準】第40条（機械、器具等）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学設置基準】第40条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）	該当なし		
	【大学設置基準】第40条の3（教育研究環境の整備）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	
	【大学設置基準】第42条の7（専門職学科に係る授業を行う学生数）	該当なし		
	【大学設置基準】第42条の10（実務実習に必要な施設）	該当なし		
	【大学院設置基準】第10条（収容定員）	該当なし		
	【大学院設置基準】第19条（講義室等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第20条（機械、器具等）	該当なし		
	【大学院設置基準】第21条（教育研究上必要な資料）	該当なし		
	【大学院設置基準】第22条（学部等の施設及び設備の共用）	該当なし		
	【大学院設置基準】第22条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）	該当なし		
	【大学院設置基準】第22条の3（教育研究環境の整備）	該当なし		
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。				
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源				
基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	【大学設置基準】第38条（教育研究上必要な資料及び図書館）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/library.html	
D 財的資源				
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	【大学設置基準】第18条（収容定員）	○	学則第5条	
	【大学設置基準】第40条の3（教育研究環境の整備）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【大学院設置基準】第22条の3（教育研究環境の整備）	該当なし		
	【私立学校法】第17条（資産）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第98条（会計年度）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第101条（会計の原則）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第102条（会計帳簿）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園会計規程	
基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第98条（会計年度）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第101条（会計の原則）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第102条（会計帳簿）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第148条第2項～第4項（中期事業計画の作成等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準Ⅳ 大学運営とガバナンス				
A大学設置法人の意思決定				
基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。	【私立学校法】第16条（学校法人の責務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第18条（機関の設置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第20条（特別の利益供与の禁止）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第29条（理事選任機関）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第30条（理事の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第30条第2項（理事の選任等：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	

大学評価基準	関係法令 (※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第31条（理事の資格及び構成）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第32条（理事の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第34条（理事に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第36条（理事会の職務等）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	
	【私立学校法】第36条第4項（理事会の職務等：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	
	【私立学校法】第37条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第38条（理事の忠実義務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第39条（理事の報告義務等）		学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第40条（一般社団・財団法人法の規定の準用 [理事の職務を代行する者の権限等：第78条、第80条、第82条、第84条、第85条、第92条第2項]）		学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第41条（理事会の招集）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第42条（理事会の決議）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第43条（理事会の議事録）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第44条（一般社団・財団法人法の規定の準用 [招集手続等：第94条、98条]）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）		学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）			
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）			
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）		学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）		学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	学校法人高知学園寄附行為	

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第95条（理事が自己のためにした取引に関する特則）	/		
	【私立学校法】第96条（補償契約）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第100条（役員及び評議員に対する報酬等）	○	役員及び評議員の報酬等規程	
	【私立学校法】第105条（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第108条（寄附行為の変更）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第108条第2項（寄附行為の変更：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	
	【私立学校法】第146条（理事の構成及び報告義務の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第148条第1項（体制の整備）	○	内部統制システム整備の基本方針	
	【私立学校法】第148条第2項～第4項（中期事業計画の作成等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
B 教学運営				
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	【学校教育法】第92条第3項（所属職員の統督）	○	学則第10条	
	【学校教育法】第93条（教授会）	○	学則第12条	
	【学校教育法施行規則】第26条第5項（学生に対する懲戒の手続）	○	学則第55条	
	【学校教育法施行規則】第143条（教授会に置く代議員会等）	○	学則第11条	
	【大学設置基準】第12条（学長の資格）	○	高知学園大学学長選考規程	
C ガバナンス				
基準IV-C-1 監事は法令等に基つき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：監事）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第45条（監事の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第46条（監事の資格）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第47条（監事の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第49条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第50条（監事に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第52条（監事の職務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第53条（監事の調査権限）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第54条（評議員会に提出する議案等の調査義務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第55条（理事会及び評議員会への出席義務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第56条（理事会等への報告）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第57条（理事会及び評議員会の招集）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第58条（監事による理事の行為の差止め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第60条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔費用等の請求：第106条〕）	×		
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第96条（補償契約）	×		
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令（※）	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第145条（常勤の監事の選定の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第18条（機関の設置：評議員）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第61条（評議員の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第62条（評議員の資格及び構成）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第63条（評議員の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第65条（評議員に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第66条（評議員会の職務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第67条（評議員会による理事の行為の差止めの求め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第68条（評議員による寄附行為の閲覧等の請求）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第69条（評議員会の招集の時期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第70条（評議員会の招集の手続等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第71条（評議員会の招集等の請求）	○	学校法人高知学園寄附行為		
【私立学校法】第72条（評議員による評議員会の招集等）	○	学校法人高知学園寄附行為		

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令 (※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第73条（監事による評議員会の招集等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第74条（招集手続の省略）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第75条（評議員による議案の提出）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第76条（評議員会の決議）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第77条（延期又は続行の決議）	×		
	【私立学校法】第78条（評議員会の議事録）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第79条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔評議員会への報告の省略：第195条）	○	評議員会運営規則	
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第147条（評議員会及び評議員の特例）	×	該当なし	
	【私立学校法】第150条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：会計監査人）	○	学校法人高知学園寄附行為
【私立学校法】第80条（会計監査人の選任等）		○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第81条（会計監査人の資格）		○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第82条（会計監査人の任期）		○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第84条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）		○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第85条（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）		○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第86条（会計監査人の職務等）		○	学校法人高知学園寄附行為	

大学評価基準	関係法令 (※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第87条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔監事に対する報告等：第108条～第110条〕）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/		
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第96条（補償契約）	×		
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
【私立学校法】第144条（会計監査人の設置の特例）	×			
D 情報公表				
基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【学校教育法】第113条（教育研究活動状況の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【学校教育法施行規則】第172条の2（情報の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【学位規則】第8条（論文要旨等の公表）	×	該当なし	
	【私立学校法】第27条（寄附行為の備置き及び閲覧等）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第106条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第107条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第149条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

様式23

大学評価基準	関係法令 ^(※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第151条（情報の公表の特例）	×	該当なし	

■ 大学設置基準 第11章共同教育課程に関する特例、第12章工学に関する学部の教育課程等に関する特例、第13章国際連携学科に関する特例、

大学評価基準	関係法令 ^(※)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
--------	---------------------	------	--------------	----

第14章教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例並びに大学通信教育設置基準及び専門職大学設置基準については別にする。

■ 「関係法令」の欄には、各条項に本協会による注記(*)を付している。

【記入上の注意】

- (1) 「対応状況」の欄には、その対応を「○」、「×」で記載し、当該法令に該当しない場合は「該当なし」と記載してください。
- (2) 「根拠となる資料又はURL」の欄には、資料名のほか、URLの場合は該当ページを直接開くことができるURL（ページのタイトルがあれば併記）、また、規程等の場合は（必要に応じて）条項も記載してください。なお、資料等がない場合は「なし」と記載してください。
- (3) 大学設置基準（令和4年10月1日施行）の附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号 抄）の経過措置の規定により、専任教員等に係る改正前の条項を大学設置基準<旧> 第●条として示しています。「大学評価基準」の欄に「※基幹教員制」、「※専任教員制」の記載がある場合、該当する条項のみ記載し、該当しない条項の「対応状況」欄には「該当なし」と記載してください。
- (4) 「対応状況」欄に斜線が付されている条項は、突発的な出来事（事故・事件等）がない限り通常「該当なし」とする条項ですが、対象となる役員等に法的責任等を注意喚起するため記載しています。そのため、該当する場合は、「対応状況」欄の斜線を消して「○」を記載し、「根拠となる資料又はURL」欄に根拠資料等を記載してください。なお、役員等に係る損害賠償規程等、法令に対応する規程を既に設けている場合は、「対応状況」欄を斜線のままにし、「根拠となる資料又はURL」欄に規程名等を記載してください。